ロ　現に行われている外国の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報
ハ　情報収集活動の手法又は能力
ニ　人的情報源に関する情報
ホ　暗号
ヘ　外国の政府又は国際機関から六〇年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報
ト　イからヘまでに掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

(5)　行政機関の長は、(4)前段の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができることとした。

(6)　行政機関の長は、(4)前段の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律第八条第一項の規定にかかわらず、当該情報が記録された行政文書ファイル等の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管しなければならないこととした。

(7)　行政機関の長は、㈠の(1)に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除することとした。

㈢　特定秘密の保護措置（第五条関係）

行政機関の長、警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）又は物件の製造若しくは役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していること等の基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員等の範囲を定めることその他の特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとした。

3

㈠　特定秘密の提供

我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供（第六条～第九条関係）

(1)　特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができることとした。

(2)　警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち安全保障に関するものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができることとした。

(3)　特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち安全保障に関するものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができることとした。

(4)　特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち安全保障に関するものを遂行するために必要があると認めたときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができることとした。

㈡　その他公益上の必要による特定秘密の提供（第一〇条関係）

(1)　2の㈡の(5)、3の㈠及び6の㈠の(4)後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することとした。

イ　特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合であって、当該特定秘密を保護するために必要な措置（(イ)に掲げる業務にあっては、8の(六)の規定に基づいて国会において定める措置をいう。）を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

(イ)　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法第一〇四条第一項等の規定により行う審査又は調査であって、国会法第五二条第二項等の規定により公開しないこととされたもの

(ロ)　刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法第三一六条の二七第一項の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

ロ　民事訴訟法第二二三条第六項の規定により裁判所に提示する場合

ハ　情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

ニ　会計検査院法第一九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

(2)　警察本部長又は適合事業者は、一定の場合に限り、特定秘密を提供することができることとした。

4

特定秘密の取扱者の制限（第一一条関係）

特定秘密の取扱いの業務は、行政機関の長又は警察本部長が直近に実施した5の㈠の(1)の適性評価（適性評価の結果の通知があった日から五年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと行ってはならないこととした。ただし、次に掲げる者については、適性評価を受けることを要しないこととした。

㈠　行政機関の長
㈡　国務大臣（㈠に掲げる者を除く。）
㈢　内閣官房副長官
㈣　内閣総理大臣補佐官
㈤　副大臣
㈥　大臣政務官
㈦　㈠から㈥までに掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

5

㈠　適性評価

行政機関の長による適性評価の実施（第一二条関係）

(1)　行政機関の長は、当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施することとした。

(2)　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施することとした。

イ　特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項（評価対象者の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む。）
ロ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
ハ　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
ニ　薬物の濫用及び影響に関する事項
ホ　精神疾患に関する事項
ヘ　飲酒についての節度に関する事項
ト　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

(3)　適性評価は、あらかじめ、(2)のイからトまでに掲げる事項について調査を行う旨等を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施することとした。

(4)　行政機関の長は、(2)の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。

㈡　適性評価の結果等の通知（第一三条関係）

(1)　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知することとした。

(2)　行政機関の長は、評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、その理由を通知することとした。